

土地問題諸相

渡辺兵力

一 母なる大地

土地を一切の生物がそこに生まれ・育ち・死んでいくところと考えるとき、その広い、大きい包容力を「母なる大地」と呼ぶたい気持になる。この母なる大地の舞台で生起する自然の循環の流れを、今日では生態系と呼んでいる。

生物の一員としての人（人類）は母なる大地から生まれて分化し、やがては土地を耕すことによって人間になった。食べ物を探集して、手から口へといった生き方は猿類でもやっている。しかし、人類は土地を自己の対立物（客体）として認識し、その土地に対して生きるために主体的に働きかけ、はじめて自

他の区別と労働とを知り、種々の技術を作りだし、遂にそこに農耕という人間の生き方の基本をきずいた。人類とは労働する生物といわれるが、真の労働（本源的労働）とは「土」への働きかけすなわち農耕労働のことと理解すべきではないか。人類の歴史のなかで定着農耕の発生は比較的新しいが、実は、農耕という「人と土」との交渉によって人類は文化をもつ人間になりえたのではないか。すなわち、農耕こそ文化の原点であるといえよう。

このように、「母なる大地」より生まれた人間は、大地をかたちづくる「土」に働きかけて食糧を生産してきた。食糧は人間生存のエネルギー源であるが、農耕が支配的な文化段階では人間の食糧生産過程において生態系的な「物質とエネルギー」の流れの回路には重大な問題はおこらなかった。

ところが、人間は近年にいたり、「母なる大地」から離れる方向の文化をつぎつぎと作りだし、遂に、これまでの生態系的流れのなかに存在しない新しい物質、あるいは自然の浄化力を越える大量の物質をつくり、それらが自然の循環の流れに異常をひきおこしはじめた。いわゆる公害の発生、自然環境の悪化がそれである。いまや人間は再び「母なる大地」の視点すなわち文化の原点にたちかえって人間の「生き方」の基本について考えていかねばならないときを迎えようとしている。

× × × ×

以上は、かつての拙稿の一節であつて、土地に対する一つの哲学的反省を主張している。⁽¹⁾しかし、今日および今後の土地問題は、いまや文字通り学際的問題対象であつて、特定の視点や方法による検討だけでは容易に解決したいほど複雑化してきている。土地の哲学を含めて、各方面から、各種の方法をもつて接近して、問題を総合的に扱う必要のある問題になってきた。このノートは、主として農業の立場にたつて、これからの土地問題を扱うときの問題意識の一端を、各方面からの「土地とは何か」という問いかけを整理し、さらにこれまであまり問題にされなかつたと思われる二、三の視点を加えて検討しておくという一つの試みである。

なお小論で使っている用語や考え方がないし問題提起は、過去一〇年来、『本誌』に発表したものが多い。小論は、筆者がかつてやや断片的に述べてきたことを、この機会に整理しておくという意図をもっている。その意味で稿末に付図（フレーム）をかかげた。

二 土地の農業的理解

(イ) 「土地とは何か」と正面切つて問われると、いささか説明しにくい存在である。まさに、われわれが立っているところ

が土地であるとも答えざるをえない。これは大地と表現する方がふさわしい土地である。また、学問上の用語にはならなかつたと思うが、戦前では日常用語として土地というより、むしろ地所¹⁾という言葉の方が一般的に使われていた。地所という語感には、足を踏まえて立つ大地といった意味合いはなく、もつと人々の暮らしに密着した人間臭い土地を表現しているいい方のようにうけとれる。何時頃から、世の中から地所が消えてしまつて、土地といういい方だけになつてしまつたのか。この現象は、日本の社会の土地観（後出）の変化を物語る一つの象徴のように思える。

ともあれ、一応、経済学から入門したわれわれは、土地とは生産三要素の一つであると理解している。もちろん、これは土地の経済学的理解であつて、他の分野からこれとはちがつた理解の仕方がされてよい。また、土地を経済的生産要因の一つと理解する場合でも、土地のもつ生産過程における具体的な生産的機能やその重要さは、各産業部門ごとに一律ではない。主として各産業の生産技術的機能のちがいによつて土地要因のもっている意味がちがう。とくに農業における土地要因は他産業のそれと大いに異なる。由來、土地は農業生産の最重要な生産手段と考えられてきた。

(ロ) 農業生産にかかわる土地は「農耕地」だけではないが、

そもそも農業は農耕地の造成と利用とから出発したのであるから、「農耕地とは如何なる土地か」という点を整理すること、土地の農業的理解を代表できよう。

農耕地は農業生産の労働手段であるが、道具・機械・施設といった類の労働手段ではなく、いわゆる装置的労働手段である。労働手段一般は人間労働の働きを何らかのかたちで代替する機能をもっているが、装置としての土地はむしろ人間労働の間接的媒介手段として機能する。また、土地によって他の農業的労働手段の機能を代替することは原則としてできない。それ故に、土地は農業にとって不可欠な労働手段である。

農耕地の農業技術的視点からみた労働手段的諸特色を列挙すると、つぎのようになる。

(1) 場所的機能：農耕地は何よりもまず作物が生育する場所であり、その意味で作物の重要な環境要因である。ここにいう土地の場所性とはその「位置と広さ」がきまつていることで發揮される土地の機能にかかわる。したがって、場所性が農業生産に不適当な土地は農耕地の利用が許されない。また、場所性の有利性が農業生産の地域差をもたらす基本要因になる。

(2) 肥沃性：農耕地の作物を生育させる能力のことを肥沃性という。広い意味の地力と同義語である。肥沃性は、その

土地の「土」が人為的に加工できること（可耕性）と、その「土」に含まれている植物を育てるのに必要な栄養分（栄養性）の量とによって左右される。したがって、肥沃性に甚だしく欠ける土地では農業は成立しない。また、肥沃性のちがいやその変化によって農業生産は根本的にかわる。

主として技術的視点からすると、以上の場所性と肥沃性によって農業生産の方向と生産性が規制されるといえる。前者は農耕地固有の性質であり、後者は同じ農耕地でも可变的である。

(3) 位置固定性と面積限定性：土地の場所的性質のちがいを経済と結びつけると、農耕地の位置は固定的で勝手に他に移すことができないから、農耕地の占有ということが成立する。土地の占有がいわゆる絶対地代を生む一契機となる。また、場所性における広さすなわち地積は有限である。すなわち農耕地の面積は限定的である。この二つの制約から土地を農業的資源とみた場合にそれが有限であることを示している。とくに、土地が特定の主体に占有あるいは所有されると、一層の制約をうける。まさに、農耕地は自然的（技術的）にも社会的（経済的）にも一定の制約をうけている有限な資源である。

(4) 不消耗性：土地は、適正な維持管理（保全）をしていれば農業的に利用しつづけていても、その生産能性は大きく変化しない。この性質を不消耗性という。いいかえれば、土地は恒久的利用に耐える生産手段である。この点が他の物的生産手段と異なる特性の一つである。もちろん、適正な保全を怠って継続利用をすればその生産性が低下するのが原則である。しかし、今日のところ人為的には制御できない土地の天然的な回復力がある、その土地固有の肥沃性は涸渇しない。一時的な消耗が生じてもある程度再び回復するのが土地（農耕地）の特性である。この性質によって農業の土地利用集約度が選択される。

(5) 変异性：農耕地の肥沃性は可変的であるといったが、その変化要因、変化の仕方には人為的なものと自然的なものがある。農業生産の特色として、土地という生産手段の生産的機能が、農業生産過程のなかで常に変化している点が目される。いいかえると、本来、人為的現象である農業生産過程のなかで、土地の生産能性の一部が自然的に変化している。他方、同じ生産過程で、土地の肥沃性を人為的に改変することが、現実に行われている。普通の物的生産諸手段はそれぞれ固有の潜在的生产機能をもち、それらを生産的に結合して、生産機能が顕在化する。しかし各生

産手段の生産機能は固定的であるから、生産手段そのものをかえないかぎりその機能はかわらない。ところが土地はその生産的機能を改変できる。農耕地は広義の土壌処理諸技術の操作によって肥沃性のある程度制御でき、しかもその技術的操作が農業生産（経営）過程のなかで、直接的な農業生産過程と併存的に実施されている。また、地目変換、土地改良、輪作等の方法で土地の生産機能の方向がかわられる。

土地の機能の改変を実施する場面では、土地は労働手段ではなく、労働対象とみるべきであろう。すなわち、農業における土地要因は、労働手段であるとともに労働対象である。また、上述の(1)・(3)・(4)の性質は固定的であり、(2)と(5)の性質は反対に可変的ないし変動的である。これらを総称して、農耕地の生産手段的「二重性」といってよからう。そして、土地の場所性は土地所有にかかわり、肥沃性の方は土地利用にかかわる特性である。また、場所性は農業にとって与件的であるが、肥沃性は農業内的な意味をもった特性といえよう。

(イ) 以上のような、農耕地に対する理解はすでに古典農学が指摘しているところであって、決して新しい理解ではない。要するに、農耕地は(1)と(5)の諸特性をもっているから農業生産にとって他の生産手段と代替できない最重要な生産要因であると

いうことになる。しかし、今日の農業を囲む諸情勢のなかでは、こうした古典農学的土地理解だけでは土地問題を解決できなくなってきた。そこで、土地を他の視点から多角的に理解していく必要が生まれてきた。

三 基本的なとらえ方

(イ) 土地はいろいろな視点から、あるいは諸科学の立場から問題にしうる対象である。しかし、どのような接近をする場合にも共通する、その意味で基本的な問題の仕方があろう。一節で述べたような「土地の哲学」もその一つであるが、小論では、土地を人間環境としてとらえるというとらえ方を基本的立場としたい。⁽²⁾すなわち、土地の環境論的理解を基本に据えた考え方にたつ。

換言すれば(以下、稿末の付図参照)、土地は主体的人間に対立するところの客体的な物であるが、人間(生物)は土地なくしては生存しえない。故に、土地は人間環境である。したがって、「土地の理解」には、客体としての土地を(L)ととりだして観察し、検討するだけでは駄目であって、その土地と関わり合いをもっている主体・人間(X)についても問わねばならず、さらに、「土地と人間」との間における諸関係(R)の実態を明らかにしなければ、土地を正しく、総合的にとらえたこ

とにはならない。付図にそくしていえば、土地(L)と人(X)およびXとLの関係(R)の三つの側面の実態をとらえることによって、土地と呼ぶ問題対象が解明できる、という表現になる。付図(フレーム)で、点線で囲ったところが、小論の認識論的立場の枠組みを示している。

(ロ) 土地を「母なる大地」としてとらえることは、大地を自然生態系(N)の基礎的な構成要因として理解しようという、最近の生態学的な考え方と裏腹になる。端的にいうと、大地とは自然のことであるといつてよからう。自然生態系の各段階のなかで、いわゆる原始的(天然的)自然の生態系はその構造がきわめて複雑であるが、「系」(システム)としては安定している。それに対して人為の加わった生態系ほど、構造は単純化してきて、不安定になるといわれている。農耕地は典型的な人為的自然であって、そこでの生態系はきわめて不安定ということになる。したがって、農耕地生態系の調和的均衡状態を維持していくのには不断の土地保全が絶対に必要である。この点が土地保全問題の重要さが強く主張されるべき所以である。ところが、これまでの農業技術の問題領域では農耕地生態系における保全問題は軽視されがちであった。いわゆる農業の近代化路線の内容が反省される必要性の契機の一つがここにある。

土地を大地としてとらえることは、平面的な土地でなく立体

的にあるいは空間としての土地を認識する立場といえよう。このように着想すると、土地とは、①地上、②地表、③地中、④地下の四段階の空間構造をもっているもの、と考えられる。これら各段階に自然を構成している各要素（大気、土、水、生物、岩石、光等々）が分布し、それらが結びつき、関係し合つて、気界、地界、土界、岩界とも呼びうるそれぞれ異なつた次元の小自然界を形成している。土地の四段階の空間のうち、人間は②地表を利用して住み、③地中（地力）を利用して農耕を営んできた。今日では、土地利用という主として地表利用を構想するが、地表利用だけに固執する必要はない。現に、近年における余暇・緑地空間の資源の多くは①地上空間に分布している。また、過密化した大都市ではすでに大がかりな④地下空間の開発利用が進んでいる。これからの土地利用問題とはこの四段階空間の利用を問題対象とすることにならう。

由來、農業は地表と地中とを利用してきた。とくに、農業的土地利用の特色は地中（土界・地力）を積極的に利用しているところにある。いいかえれば、土地の肥沃性の利用が中心の課題であつた。それに対して、非農業的土地利用は専ら地表利用に集中してきた。その多くは地表を加工して土面を覆う。ここに大地的空間構造の内部のつながりが地表で遮断されて、本来の自然の調和が崩れ、大気、水等の流れが乱される可能性が

たかまつてきた。都市化、工業化の進展によつて大地の地表はコンクリート面を急速に拡大してきている。ために大地的自然生態系の調和が破壊されようとしている。いづれにせよ、土地の多次的利用の高度化に対処していこうとすると、土地利用に関するこれまでの技術体系では必ずしも十分とはいえず、新しい技術開発が必要である。さらに、主として地表利用を想定していた土地所有諸制度も多次的利用に呼応して大がかりな制度改革の必要が迫まられていると考えられる。

（イ）人間は土地に働きかけることによつて生きていけるというのが環境論的理解であるが、この「働きかけ」の具体的な内容は何か。すなわち、人と土地との間のX→L関係とはどういうことか。この点についてはすでに述べた（『本誌』第二四巻第四号所収、拙稿「土地調査試論」一節（イ項））が、これを再度要約すると、つぎの四つの基本関係になる。

（1）所有…人は、所有するといふ働きかけで土地と関係をもつ。今日では総ての土地は何者かの所有する土地である。

そこでの問題は土地の持ち方の如何にある。また、持ち方（X→L）は土地所有の生む社会的、経済的諸効果にかかわる。したがつて、土地をもつことの意味が問われなければならない（後出）。

（2）加工…裸地を何らかの目的に利用するには土地加工が先

行する。この加工という働きかけによって土地は資源化する。

(3) 保全…土地の資源的状态(肥沃性、不消耗性、改変性等)はそれを保全することによってはじめて存続する。土地保全を怠ればその資源的価値は低下する。ときには自然災害の原因ともなる。今日の一般的状況では誰が土地保全の主体かという点の確認が重要である。

(4) 利用…利用という働きかけが、人と土地との恒常的關係である。前述のように、土地利用なくしては人間は一日たりとも生存できない。今日では、土地問題と呼ばれる場合、その多くが土地利用問題であるが、客体としての土地の利用の仕方あるいは利用形態だけをとりだして問題にする考え方は不十分であって、誰が利用するか、といった主体との關係として利用の問題を検討すべきであろう。

以上の(1)～(4)の關係を人と土地との「基本關係」と考えた。

この外に、(5)保有という働きかけ方が農村・農業における土地關係として指摘できる(五節(ハ)項参照)。いずれにしても、このような關係(R)を問題にするのは、今日の社会的諸關係ないし社会過程のあり方およびその変化には、人と土地の關係を媒介として生まれるものが多いと考えるからである。否、むしろこの「人と土地」關係が社会關係(人と人との關係)の基本

的条件になっていると考えたい。もちろん、社会關係一般の成立の契機にはいろいろのものがあがあるが、「人と土地」關係が「人と人」との間を規制している、というのが社会關係成立の基本の一つではないかという理解である。⁽³⁾これを、ここでは「土地関連社会關係」と呼ぶ。

一片の土地は何者かの所有に属し、誰かが加工し、保全している。そのような土地を人々は利用している。この「一片の土地」をめぐる關係する各種の主体間に種々の社会關係が発生するのである。現に、諸々の地域開発計画・行為をめぐる諸問題の多くは、この土地関連社会關係に起因するものが多い。古典經濟学は、土地所有關係を基礎に生産關係概念を構築したが、実は、所有關係の外に加工、保全、利用の關係をも組み入れたの理論構成をするべきではないか。また、社会学は「人と人」の關係を家族、集団という抽象概念の想定から出発してきたが、人間の本来的生存の基盤である土地を介した社会關係をいささか等閑視してきたきらいがある。ここに、社会学が実践的課題に十分に対応できない一要因があるのではないか。

(二) さきに触れたように、土地利用という主として地表の利用と解され、水の利用は別扱いにされがちであった。いうまでもなく、土地の農業的利用にとって水は必須の条件である。したがって、土地利用と水利用とは本来一体的にとらえるべき

ものであろう。そこで、土地利用とかかわり合いをもった水の条件を含めた意味の土地のことを「土地」と表現することにする。要するに、農業の利用にかぎらず、あらゆる土地利用は水と無関係ではない事実に着目し、実態的には土地と水との間には生態系の相互関係が働いている点に十分に留意して、常に「土地」として実態を知り、そこでの問題をとらえる必要がある」と主張したい。土地は不動の資源であるが、水は位置流動的資源であって、水の機能は物理的に位置を移すことによって發揮される。土地と水とはこのような全くちがった資源的性質をもちながら、両者はとくに土地利用の場合に水利用（非利用を含む）と切りはなせないところに重要な問題がある。日本では水についての社会的秩序に片寄りがあつた、未利用の水については水利権という一つの秩序原理をもっているが、既利用の水の排水に関しては無秩序に近い状況でやってきた。しかし、水を位置流動的資源とみるならば、用排水について一貫した秩序原理が必要であり、さらに土地利用の秩序と水利用の秩序とを合理的に結びつける制度の確立が要請されてよい。技術の問題としても用水と排水とを一つの体系で制御できる技術を確立して、それに呼応した水に関する権利、義務の秩序が、社会体制として確立されねばなるまい。

「土地」は日本列島において有限な資源である。われわれは

資源のことを諸財を産出する源泉と理解してきたが、実は生産過程と消費過程とで排出される廃棄物の処理機能をもっている自然（大気、水、植物）もまた有限な一つの資源であると認識しなければならなかった。この点についての誤認が今日の諸困難をもたらしたともいえよう。この意味からしても、土地と水についての旧来の考え方と扱い方に根本的な反省と再検討が必要であらう。

四 土地相、地目、生活空間

(1) 土地を主体的人間に対立する客体としてとらえて問題にするのが普通の問題の仕方である。前節で指摘した四段階空間構造をもった土地というのも客体的土地のとらえ方の一つである。ここでは、土地相という用語によって、土地のいま一つの問題の仕方を提示しておく。それは「人と土地」の関係が生まれるときの土地が、どういう側面あるいは「相」の土地を対象としているか、という点のちがいをとらえた、一種の土地の分け方でもある。

(1) 地片としての土地：坪・平方メートル何円といった表現で問題されるような土地をここでは地片としての土地という。今日では坪何万円という土地（高地価）あるいは地片的土地価格が大きく変動する事実が、いわゆる今日の土地

問題の重要課題とされ、それは（地価問題）重要政策問題にもなった。価格が問題にされるとき土地は、面積の大小を問わず、それは「一片の土地」である。そして、地片的土地の所有移動（売買）の総てを商品としての土地とい切することはできないが、その多くは地片・商品的土地といつてよからう。資本主義経済の高度化によって土地の商品化が進展し、地片的土地という土地相が次第に拡大しつつあるといえよう。

(2) 地域としての土地…今日では、地片的土地が大いに問題にされる一方で、広大な地域的土地も問題にされる時代である。いわゆる地域開発問題の主役は土地利用の転換を伴う土地開発問題であつて、この場合は土地を地域⁽⁴⁾という概念でとらえていよう。これも土地の一つの相であると考えた。

(3) 空間としての土地…地域的土地と類似した相であるが、従来の地域開発が地表利用を重視してきたのに対し、おそらく今後の地域開発は空間利用という考え方を導入してこよう。この場合をとくに表現するために、空間的土地という相をつけ加えて考えたい。とくに、地上利用計画に重点をおく開発問題ではこの側面が重要視されよう。⁽⁴⁾

(4) 資源としての土地…一般に、土地資源という「広さ」

の要件が重視されるが、たんに「広さ」だけでなく、いわゆる立地条件（位置）を含む「広さ」をもった土地が問題にされるべきであらう。そして、その「土地」の資源的価値の如何、いいかえれば土地利用の可能を問う場合には「土地」を一つの資源としてとらえている。また、前述の(2)地域的、(3)空間的土地を総合してとらえようというときの土地の相がすなわち(4)資源的土地である。

(5) 「土」としての土地…土地の農林業的利用の立場からすると、土地の「位置と広さ」だけでなく、いわゆる地力が問題になる。地力（肥沃性）という土地の生産的機能は土地相一般にあるのではなく、「土」（土壌）にある。この事実を「土」としての土地と表現した。農業の立場で問題になる「土地」とは、地域としての土地とこの「土」としての土地の二つの土地相である。

以上、五つの土地相を指摘したが、これはたんなる土地の分類ではない。土地を問題にする場合に、どの側面・相の土地を問題視しているかということをはき分けてとらえようとした。これら各相ごとに土地問題の内容や在り方はちがうであらう。とはいえ、これら五つの土地相の相互の間にも種々の関係が存在している。たとえば、地片的土地と「土」としての土地とは全く無縁というわけにはいかない。むしろ、二つ以上の土地相の結

びつきのところに土地問題が所在しているとみるのがより現実的であろう。反当何円という農地価格はその農地の「土」の如何と大いにかかわりがある。資源的土地についても、「土」の如何や「広さ」の如何と深いかわりがある。

(ロ) 客観的土地の実態をとらえるとき、土地を分けることが行われる。土地は均一に分布しないので、それを分けてとらえる必要がある。一般に土地分類あるいは区分と呼ばれるが、最も一般的な分類視点は土地利用形態のちがいによる区分であろう。もちろん、分類目的の如何によって各種の分け方があつてよい。たとえば、未利用地、既利用地、非利用地といった分け方が必要な場合もある。⁽⁵⁾通常、既利用地の利用形態の細分が行われる。利用形態別区分の総称を「地目」と呼んでよからう。

ところが、これまでのところ普通に地目という土地台帳上の区分であつた。現存のいわゆる土地台帳は農林業的土地利用が圧倒的に重要だつた時代につくられたもので、その分け方が農林業にかたよつていて、非農林業の利用については十分な考慮が欠けている。また、地目を分ける目的が客体的土地の形態区分というよりも課税上の区分という方が機能してきていたから、今日の意味での土地分類・区分としてはあまり適當ではない。

また、土地区分はたんに利用関係の側面からだけでなく、所有、加工、保全関係についても土地を分けとらえることが必要であ

る。さらに、資本主義経済体制の下では、土地にかかわる諸経費(例、加工、保全、利用、所有等の経費)を支払いないし負担する経済主体のちがいで土地を分けてとらえておくことが重要であろう。現状はこの点ではいわゆる有租地、免租地という区分しか行われていないが、土地利用をつづける場合の諸経費の負担を明確にしておくことが、これからの土地問題の解決にとって有効な情報とならう。

(ハ) 土地は生物の生きていくところすなわち「生活」の場である。そこで、土地を分けるときの一つの視点として、地域住民の「生活」行動とのかかわり方のちがいに着目する必要がある。すなわち住民の生活行動空間(圏域)としての土地区分である。これを大別すると、A日常的「生活」空間とB非日常的「生活」空間となる。前者は、そこに住む人々の「生活」に直接関係する土地であり、おそらくその地域住民の土地観は、後者についてとかなりちがっている筈である。後者の方は地域住民としては比較的等閑視される土地といえよう。両者における土地観のちがいは土地問題の在り方においてもちがいがあ

筈である。

B非日常的「生活」空間(土地)の方は住民としては関心が薄くても、場所によつては非住民(域外住民)からは余暇・緑地空間(土地)としてたかく評価されることもある。そこでは、

住民の日常的「生活」と直接的関係のない新しい土地利用が問題になる。このように、地域の・空間的土地を「生活」視点から具体的に分けておくという情報が今後の土地問題にとってかなり重要な問題となろう。

五人と土地

(イ) 三節(イ)項で述べた四つの基本関係は主体の側から土地に働きかける $X \rightarrow L$ 関係に視点を置いたとらえ方であった。しかし、 $X \rightarrow L$ 関係に対応して土地(環境)からの反作用($X \leftarrow L$)がある。すなわち「人と土地」との環境論的相互作用関係($X \rightleftharpoons L$)が働いている「土地」としてとらえることを小論は主張している。このことを事例的にのべれば、たとえば、「ある土地を所有する」ということの意味を問うことは、 $X \rightarrow L$ 関係を介して、主体的「人」が、その関係する土地についてもっている一つの「想い」を明らかにすることであろう。その「想い」とは評価といってもよい。いずれにせよ、「土地を持つ」とこの意味の根底には何等かの主観的な「想い」(思考)がある。その思考の実態が解明できれば、土地所有の意味が判る。このような、主体的「人」が客体的「土地」に対してもつところの広い意味内容をもった価値感の総称を、ここでは「土地感」という用語で表現する。

ここにいう「土地感」には、個々人がそれぞれ抱いているところの私的土地感と、個々人が所属している社会・集団が共通してもっている社会的土地感とがあらう。私的土地感は主体的個人と土地との関係の仕方によってその内容は多様であらうし、主体的個人の側の変化によってもかわる。また、今日では、私的土地感と社会的土地感とは必ずしも合致してはいないであらう。だが、いわゆる土地制度とは、多様な私的土地感にもとづく個々人の土地に対する働きかけの行動にある秩序を与えようとしているものと解される。そしてその秩序原理の原点はその社会的土地観に求められる。したがって、私的土地感と社会的土地観とは勝手に遊離、分化していくのではなく、必ず、その社会のつくりだした土地制度によって結ばれていよう。この制度的規制なくしては「人と土地」の諸関係は混乱してしまうであらう。このように考えると、ある土地制度を検討するには、そこの人々の「土地感」の実態を究明することが不可欠の手づきであるといえる。

(ロ) 上述した意味の私的土地感はおそらく総ての人々が、それが潜在的(無意識)か顕在的(有意識)かを問わず、何らかのかたちで常にかけているであらう。というのは、「土地」は我々の「生の場」であり、「土地」なくしては「人」は生きてはいけなからである。しかし、人々の「生き方」が多様であ

ると同様に「土地感」もまた多彩であらう。

ここでは、私的土地感一般を扱うわけにはいかない。また、人々の「生活」諸行動は土地感を根拠とするものだけではない。一般の人々にあつては土地感にかかわる行動はむしろ稀れだといふべきであらう。しかし、農家（人と家）という主体の農村（地域・社会Ⅱ村落）⁽⁶⁾における諸行動は「土地感」とかかわるそれが、彼らの基本的行動類型であるといつてよからう。そこで、小論では、専ら「農家と土地」との関係における「土地感」すなわち農家・農村的土地感を対象として若干の検討を試みる。日本の農村の伝統的村落にあつては、主体・農家と客体・土地との間に、つぎのような関係の実態が存在していると考えている。

- (1) 土地に対する「家」保有感と「ムラ」（村落）総保有感との併存。
- (2) 「家」の持ち地（所有地）についての「産」的土地感（観）と「財」的土地感との混在。
- (3) 「ムラ」の領域の内と外との土地（空間）を区別する特殊な「土地感」の存在。

この三つの関係的事実の所在を主張するには実証研究を経なければならぬが、遺憾ながら未着手である。いまは問題提起の感をでないが、なお若干の説明（考え方）を述べておきたい。

(1)では、土地の保有感という用語を使った。前にも触れたように（三節の項）、小論では所有と保有とを概念上区別している。前者は近代法的所有の概念を表現しているが、後者はあるものを「持ちつづける」という条件を重視した持ち方を表現した用語である。土地を「持ちつづける」ということは、ただ排他的に持つておくことではなく、その土地を利用しつづけるなければならず、利用しつづけるには保全していかなければならない。いいかえると、所有・保全・利用という土地への働きかけの關係の総てをひつくるめて、持主（主体）が土地（客体）と結ぶ關係（持ち方）が、ここにいる保有である。

以上の意味の「保有する」ということの主観的な意味合いの総称がここである。保有感である。そこで、(1)に述べたことは、村落における各農家のもっている私的土地保有感と、それらの農家の住んでいる「ムラ」社会が共通してもっている社会的土地保有感とが村落社会では併存している、ということになる。さらに、村落社会における総保有と表現したのは、その「ムラ」の個々の農家の立場でいえば、「オラがムラの地所」だという意味内容をいおうとしたいい方である。村落にあつては一隅の土地を、村落の人々はどう意識しているのか。その点を実態的に知りたい。それが「土地感」ということの重要な内容の一つである。想定では、「ムラ」の人々の頭には、(i)「あの土地は

オラが在所の地所だ」という意識と、(ii) その土地は「○○(家号)の地所だ」という意識とが同時・併存的に常に浮かんでいるであろう。そのような状態を(1)は想定している(後出)。

おそらく以前は、各農家の間の私的土保有感にそれほど大きな違いはなく、また、私的保有感と「ムラ」社会的保有観とがかなり重複していたものと推察している。それが、いわゆる近代化の波をうけて次第にかわってきた。その変化の方向とは、私的保有感の多様化と、私的・社会的「保有感」の分化という二つの方向であろう。この「土地感」の分化の問題が(2)で提示した問題に結びつく。

今日の村落における「土地感」の分化をどのように理解すべきか、これは土地問題にとってきわめて重要な課題であると考えている。以下は、この問題の実証的研究のための一つの作業仮説である。近年における農家は以下にあげる四つの「土地感」(類型)をもっていると考える。すなわち、(i) 家産的、(ii) 手段的、(iii) 資産的、(iv) 商品的「土地感」である。伝統の村落では、領域内の土地の多くは(i) 家産的土地と考えられていたのではないか。もちろん、農山村地域の場合などで奥山の山林地までを家産的土地と考えているかは問題であるが、さきに述べた、地域住民(農家)の日常的「生活」空間が占める土地の大半は家産的「土地感」をもってみられていたのではないか。

しかし、近年にいたり、この家産的「土地感」でみられる土地は逐次縮小化してきているよう。ただ、今日でも各地の村落ではほぼ共通して家産視されている土地は「宅地」すなわち農家の家屋敷地であろう。家産的「土地感」の対象になる土地とは文字通り各「家」の財産であって、それは各「家」(家系・家柄)が存続するかぎり、持ちつづけて(保有)いかねばならない土地である。この土保有は、個々の「家」のためにだけ持ちつづけるのではなく、各「家」で構成している「ムラ」の存続のために持ちつづけていかねばならない、という構造にあるものと理解している。それ故に、農家の家産的土地の売買はたんなる私的所有地の売買とはちがう。本来は、家産的土地の増減は、「家とムラ」が存続するかぎりは実現しないのが原則であると考えられる。すなわち農家が家産的土地を手放すときは農家たることをやめる場合であろう。そこで、ある地域の農家の家産的土地がどのような状態にあるかという点の実態を明らかにすることが、農村における「人と土地」の関係の実態を知る第一歩と思われる。

ここにいる(ii) 手段的土地とは、農林業経営をやるときにいわゆる経営手段としての土地という意味である。二節で述べた土地の諸特性とはこの手段的土地についての特性である。一般に、土地を経済財あるいは生産資源とみるのはこの種の手段

的「土地感」によっている。農業経営・経済学的視点にたつきには、土地を（ii）手段的「土地感」にたつて問題にしている。すなわち農家の経営する土地の総ては手段的土地であるという想定にたつて理論を構築し、具体的問題を解こうとしている。ところが、実態はそうではなく、家産的土地が先にあって、ある場合にはそれが次第に縮小して手段的土地に転化していくか、あるいは伝統の家産的土地に手段的土地が逐次つけ加えられていく（所有・耕作地規模の拡大）という動態的構造をもつて実在しているのではないか。一般の農家統計にあらわれる、土地所有、経営規模の増減現象は主として手段的土地の部分についてみられるものであらう。いい方をかえると、農村（村落）の土地について資本主義経済諸法則が働くのは、（ii）手段的土地の部分であつて、（i）家産的土地は経済の諸法則の作用圏外にあると理解される。財産という用語を借りて、家産的土地に対する産的土地感といったが、それに対して手段的土地すなわち経済法則の作用圏内の「土地感」のことを財的土地感と表現した。そこで今日の多くの農家の土地感には「産」と「財」とが混在していると考ええる。問題はこの二つの土地感が家族各員の間でも分化し、多様化しつつあるという事実であらう。

「財」的土地感の対象は（ii）手段的土地だけではなく、その外に（iii）資産的、（iv）商品的土地も総て「財」的土地感を

もつてみられているといつてよからう。資産的、商品的に分けることが困難あるいは無意味と思われる状況も少なくないが、

「土地感」の近代的分化の原則的な方向は、（i）→（iv）の流れ、すなわち土地の商品化傾向であらう。独占資本主義経済が高度化していくのと対応して、土地商品化段階に達する地域が次第に広がってきている。ということは、土地所有者である農家にも自己の所有地の一部を商品と考えている者がいて当然であるということになる。今日では進んで不動産業を兼業している農家もいる。前述した、地片としての土地という「土地相」はこの（iii）と（iv）の土地感に対応するところの土地の側面である。今日の多くの農家は自分の所有または経営する地片的土地に対して、上述の（i）→（iv）の四通りのちがった「土地感」をもっているものと考えたい。このうちで、（i）家産的すなわち「産」的土地感は相対的に固定的と思われる。したがつて、「産」的土地感をもつて関係している各農家の土地もまた固定的（地目・面積）であらう。それに対して、（ii）→（iv）すなわち「財」的土地感をもつて関係している土地は可变的である。時代の経過、各農家を囲む環境の変化に対応して、それは多様化しており、前にも触れたように、家族員間においても分化し、また農家階層間でもかなりちがってきていよう。しかし、農家である以上、「産」的土地感を全く捨ててしまったものは存在し

ないという理解である。⁽⁷⁾したがって、今日の農家は「産」的と「財」的との二重の土地感をもち、両者の構造が地域により、階層により、さらに家族内の位置（統柄）の如何によりちがっている。そこで、こうした土地感の構造的実態を明らかにすることが、農村における土地問題の検討には必要と思う。⁽²⁾で指摘したことはこの二つあるいは四通りの土地感の混在という事実である。

(ハ) 農家の土地感の問題は、個々の農家の「家」の私的土地感から出発して、二つの方向に展開する。その一つは「家」の土地感とその「家」のなかの個々人の土地感との関係の変化の問題である。「家」の土地感の主体は家長であるが、さきにも触れたように家長の土地感とその所帯の各人の土地感とは合致しない場合が多くなってきた。農家の相続をめぐる諸問題あるいはいわゆる耕作規模の拡大（縮小）に際しての家族員間の考え方の不統一等、いろいろな問題がこの方向で生起している。さらに、農家およびその人々の基本的行動は土地感と無関係ではないと考えたい。たとえば、個々人が「家」を去る、あるいは「ムラ」を去るといった重大な行動判断をする場合、それらの人々の私的土地感の如何が、その「思考と行動」を左右していると思われる。それ故に、この点の究明は重要であらう。⁽⁸⁾

その二は、各農家の個々の土地感と村落の土地観との関係およびその変化の問題である。村落の土地観とは各村落の領域（領土）の存在に基礎をおいたところの、その「ムラ」のムラびとに共通した「土地感」のことである。以前は、各「家」の土地感とその村落の土地観とは基本的には合致していたものと想定している。いいかえると、村落の領域内の土地（地所）は個々の「家」の地所であるとともに、「ムラ」（在所）の土地でもある、という「土地感」をもっていたと思われる。このような「土地感」にもとづく対土地関係をうまく表現する学術用語はないが、それは、「のもの」と普通に使うときの語感にちかい持ち方といってよからう。ここでの「のもの」はたんなる所有ではなく、まさに保有である。その土地が、「ムラのもの」であるからこそ、その土地を村仕事によって保全しなければならぬ、という論理が生まれてくるのであると、理解したい。⁽¹⁾の総保有観とはこのことを指している。

そして、日本の伝統の村落はそれぞれ固有の境界と領域をもつて隣接する他の村落とはちがった空間を占めて存在している。この境界の内側の土地が領土であって、領土のなかに「ムラ」の共有地や各「家」の土地がある。今日では他所者の私有地もある。もちろん、その村落の成員である「家」は村落域（領域）の外にも土地を持っている場合もある。⁽³⁾で指摘した「特

殊な土地感」とは、農家の土地所有にかかわる「土地感」が、その土地が村落域の内側か外側かで非常にちがうという事実である。とくに農家の「産」的土地の保有の対象になる土地とは領域内に所在する土地だけ、というのが原則であつて、領域外の土地については、その「ムラ」の土地観からすると「産」的土地として認めない、と考えられる。また、各農家の努力によつて「財」的土地を拡大すると、その農家のその「ムラ」社会における一種の社会的位相は上昇するが、その場合に獲得したところの土地も領域内の土地でなければならぬ。このように、村落の領域（領土）は日常的土地利用の場面ではさほど重要な意味をもっていないとしても、土地の所有、保全、保有という「人と土地」の基本的關係に変化を生ずるようなときにはきわめて決定的な意味をもってくる。

前述した土地関連社会關係は、非村落社会（三節(四)項）にあつても存在するが、農村すなわち村落社会では、土地関連社会關係が各「家」の社会的秩序を基本的に規定しているといつてよからう。この場合の「地縁」性が村落の領域できまる。その場合に最も基礎的かつ固定的な秩序原理は、各農家・「家」の保有する「家産的土地」の在り方であると考えている。この想定が認められるならば、農家の「土地感」に「家産的」土地感が失われてしまつてゐる事實を発見すれば、それは最早本来的

農家ではなく、そのような農家で構成されている地域社会は村落ではないと判断してよいことにならう。

(二) 土地を「人と土地」との關係の側面にとらえることの必要を述べたが、ある地域において永い歴史的過程のなかでそこに住む人々と土地とが種々の關係を積み重ねてくると、そこに自ずから他の地域とはちがつた一定の「人と土地」との個性的關係が生まれてこよう。このような地域差が生ずる一つの根拠は、各地域の自然のちがいに求められる。とくに農林業的土地利用という土地への働きかけは、その自然（生態系的自然）の如何に左右されるから「人と土地」の關係の仕方に対して自然の條件は大きく作用するであらう。このような自然的條件のちがいを含めた、各地域の「人と土地」の歴史的關係の結果は、その「土地」にも、とくに広い意味での土地利用の仕方に反映する。そのような土地の在り方の側面を、風土的土地と呼びたい。俗に「土地柄」といい方では表現してもよい。しかし土地柄というところ、その土地に住みついている人々の社会の性格の方をより表面にだしていおうとしているが、風土的土地の方は土地の歴史（人との關係の歴史）をとらえたい方としたい。一般に、地域開發と呼ばれる行為は、多くの場合、その地域の風土的土地の否定のかたちをとると理解される。それ故に、開發計画にあたり、たんに現在の土地利用現況だけでなく、風土

的土地の実態についての情報を踏まえて計画化すべきであろう。ある地域の「土地」の実態を調査研究してとらえようというときには、究極において、その「風土的土地」の実態を正確にとらえる態度で臨むべきであろう。

六　　む　　す　　び

以上、土地という対象を各方面からとらえる場合のとらえ方を列挙してきた。これだけでは何ら問題の解決に結びつかない。ただ、小論でとくに主張しなかった点は、

- (1) 客体としての土地を問題にする場合にも、たんなる利用現況という側面にとどまらず、「土地相」(四節イ項)、「地目」(四節ロ項)、「生活空間」(四節ハ項)、さらに「四段階構造」(三節ロ項)といった視点を導入して、それぞれの視点にたつて土地を問題にしていくのかを明らかにしておくこと。

- (2) 土地を、主体としての人間との関係としてとらえることの必要。すなわち、人と土地の「基本関係」(二節イ項)、「土地感」(五節イ・ロ項)および「風土的土地」(五節ハ項)といった問題意識で土地をとらえ、それぞれの視点から土地一般を分けてとらえること。

- (3) および、「土地感」は主体・「人」の側の条件の如何でち

《ノート》 土地問題諸相

がい、また変化するが、実は各人の「土地感」がその社会の基本的社会関係を規定する。それを「土地関連社会関係」と表現した。そして、人々とくに農村の人々の「思考と行動」はこの土地関連社会関係によって規制されている、という想定である。

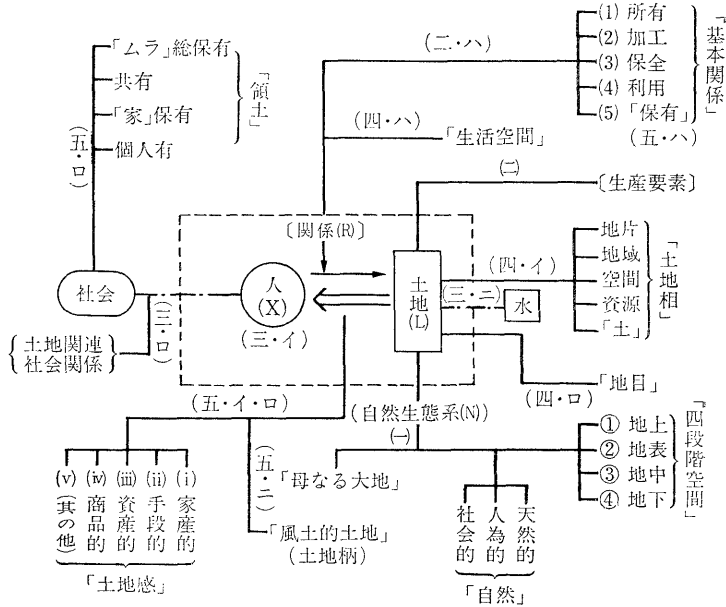
これらは、過去一〇年の間に、『本誌』に発表した一一の論文にいろいろなかたちで芽をだしていた考え方や問題提起であつて、小論でそれを総括した。このような一つの「まとめ」を前提にしてこれからの土地実態を調査、観察し、土地とかわりをもつ主体との具体的な関係の次元で、土地問題の在り方をとらえ、その解決の論理を発見していく、という仕事がこれにつかねばならない。その意味で小論は、筆者自身の今後の研究の行き方を規定することになった。

注(1) 拙稿「土地と人間との間」(『ジュリスト』第五三三号、昭和四八年刊)。

(2) ここでの環境概念および環境論的思考については、拙稿「環境論考」(『本誌』第二九卷第二号)で詳述した。

(3) 「人と土地」の基本関係を地縁というならば、「人と人」の関係のいま一つの基本的契機に血縁があげられよう。すなわち、地縁と血縁が人間の社会的関係の成立の基本的な契機と考えている。

付図 視点のフレーム



注. () 内は本文の節・項を示す.

- (4) 都市開発でしばしば問題になる日照権、環境権といった問題はまさに地上利用すなわち空間的土地問題と呼んでよい事例である。
- (5) 土地分類の問題については、拙稿「土地調査試論」(『本誌』第二四巻第四号)参照。
- (6) 村落については、拙稿「農村の地域単位・村落」(『本誌』第二四巻第一号)参照。
- (7) 農家のとらえ方については、前出「環境論考」(『本誌』第二九巻第二号)参照。
- (8) この点について、拙稿「村落の移転」(『本誌』第二五巻第二号)参照。